

令和3年度  
漁業取締飛行業務仕様書 ①  
(小型ジェット機)

水産庁

## 第一章 総 則

- 1 取締航空機（時間契約型）（以下「本機」という。）は水産庁長官を使用者とし、漁業監督官が搭乗して漁業取締（漁業に関する指導、取締及び情報収集）に従事することを目的とする。
- 2 本機は、航空法その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。
- 3 第二章「取締航空機」1に定める飛行区域において、漁業取締業務を行うため、漁業監督官の指示に従い本機を運航しなければならない。  
ただし、関係法令に定める機長の権限に及ぶものではない。
- 4 本機の乗組員の服務については、第三章「乗組員の資格及び服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本機は、漁業監督官の業務遂行のため、適当な装備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本機の乗組員は、航空法及びその他関係法令に規定する資格を有する職員とする。
- 7 本機には、次の装備を備えなければならない。
  - (1) 機体表示  
機体両面に「水産庁」の文字及び昭和15年12月5日付け農林省告示第612号で定める旗章の制式図（別添参照）を顕示すること。なお、表示サイズについては、機体の構造も考慮した上で船上から明瞭に確認できるものとする。
  - (2) 諸装備  
本機は、法律で定められた装備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本機には、航空機登録証明書、耐空証明書、航空日誌、その他航空法等で定める航空の安全のために必要な書類を備え付け、関係者の求めに応じ、提示しなければならない。
- 9 本業務についての業務報告書を、1箇月毎に作成し、書面にて速やかに水産庁へ提出しなければならない。

## 第二章 取締航空機

本機については、第一章総則の定めによるほか、下記によるものとする。

### 1 飛行区域

我が国の排他的経済水域（北海道周辺海域、三陸沖合海域、日本海海域、小笠原周辺海域、九州周辺海域及び沖縄周辺海域）、日韓漁業協定・日中漁業協定等に基づく暫定措置水域等及び公海。

### 2 飛行予定期間

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

### 3 飛行業務

#### (1) 飛行計画

漁業取締飛行業務は、原則として1サイクルを約4時間飛行×概ね4日間とし、年間予定飛行時間450時間程度とする。

飛行計画は、四半期毎に水産庁が提示する漁業取締飛行計画書によるものとする。なお、取締業務上の都合により同計画を変更する場合がある。

#### (2) 空域調整

飛行計画を円滑に遂行するために、軍事演習区域等における取締飛行について関係機関と事前調整を行うこと。なお、事前調整をするにあたって水産庁が同行を求めることがある。

#### (3) 飛行指示

漁業取締飛行の実施については、（別紙様式1）により1サイクル毎の飛行指示書を、水産庁からメール等により送付する。

#### (4) 連絡手段

取締航空機から漁業取締船、漁業取締課、漁業取締本部支部及び沖縄総合事務局へ常時連絡が取れるよう連絡手段を確保すること。

#### (5) 飛行実績報告

漁業取締飛行の1サイクル終了後すみやかに、（別紙様式2）の航空機取締実施報告書を、メール等により水産庁あて提出すること。

#### 4 使用機種

使用機種については、次の性能を有する小型ジェット機とする。

なお、当該機が機体整備等で使用できない場合は、同様の性能を満たす代替機を用意すること。

- (1) 飛行航続距離：1,000マイル以上。
- (2) 飛行時間：連続5時間以上。
- (3) 最大巡航速度：390ノット以上。
- (4) 最小定常飛行速度(フラップ上げ時の失速速度)：110ノット以下。
- (5) 船舶を識別するための安全な低空飛行が可能であること。
- (6) 最大5名の搭乗が可能であること。

#### 5 機器等の装備

使用機種には、次の機器を備え付けておかなければならない。なお、当該機器等については法定点検等法律に基づいた維持・管理を行うこと。

- (1) 自動方向探知器(ADF)又はVOR受信装置及び機上DME装置
- (2) 気象・陸海域探査レーダー及びHF無線機
- (3) 航空無線機(VHF)
- (4) 人工衛星位置測定装置(GPS)
- (5) 救命胴衣、簡易トイレ
- (6) 衛星携帯電話
- (7) その他機体固有の装備機器

#### 6 取締用特殊機器の搭載

漁船情報の収集及び漁業取締船との通信確保のため、次の取締用特殊機器を搭載していなければならない。

なお、搭載機器は、常に正常な性能を維持すること。

- (1) 漁船視認情報記録装置
  - ① 農林漁区、排他的経済水域境界線、日韓漁業協定水域及び暫定水域、日中漁業協定水域及び暫定措置水域等の各種規制ラインの表示機能
  - ② 航跡の表示及び記録機能
  - ③ 漁船の視認時間・位置・国籍・漁業種類・隻数等の表示及び記録機能
- (2) カメラ撮影装置

漁業取締において、漁船の動向記録に必要な性能（35ミリ相当一眼レフ以上）を有するデジタル Still カメラ及び 300mm 以上の望遠レンズを有していること。

(3) ビデオカメラ録画装置

漁業取締において、漁船の動向記録に必要な性能（30 倍以上の光学ズーム機能）を有するデジタルビデオカメラを有していること。

(4) 双眼鏡

漁船の視認、船名確認等のため、広範囲を確認できる広角かつ軽量な手振れ防止機能を備えた双眼鏡を有していること。

(5) 無線設備

航空機と漁業取締船との間の無線連絡を可能とするため、水産庁が貸与する無線設備が運用可能なアンテナ、電源等の設備を有すること。

(6) 自動船舶識別装置（AIS）の設備

水産庁が貸与する AIS を設備するとともに、AIS 情報をパソコン画面に表示する設備を有すること。

### 第三章 乗組員の資格及びサービスに関する注意事項

#### 1 乗組員の資格・専任者の登録・特殊技能の保有

本業務は、漁船の識別、操業状況の把握及び特殊運航技能（急降下・急旋回等の中での業務遂行）が要求されることから、次の条件を満たす者を専任すること。

##### (1) 専任操縦士の資格及び登録

① 次のア、イどちらかの条件を満たしていること

ア 定期運送用操縦士の資格を保有していること。

イ 事業用操縦士の資格を保有し、かつ使用機体における飛行実績を500時間以上有していること。

② 漁船の船名、漁船登録番号等の確実な識別のための安全な低速・低空飛行技術を習得していること。

③ 飛行時間3,000時間以上の経験を有していること。

④ 契約前の前年において飛行実績を100時間以上有していること。

⑤ 最近3箇年以内において、無事故かつ航空関連法令に違反していないこと。

⑥ 漁船の識別・操業状況の把握ができる者であること。

⑦ 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

##### (2) 専任副操縦士の資格及び登録

上記（1）に準ずるものとするが、①のイの飛行実績については100時間以上とする。

##### (3) 専任整備士の資格及び登録

① 当該航空機に係る航空法上の整備士資格を有していること。

② 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

##### (4) 専任撮影士の登録

① 航空機による洋上における写真撮影・ビデオ撮影の経験を有し、関係機器の操作に精通していること。

② 漁船の識別・操業状況の把握ができる者であること。

③ 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

##### (5) 専任運航管理者の登録

① 航空法第78条に係る運航管理者技能検定合格証明書を保有していること。

② 航空無線通信士以上の無線従事者免許証を保有していること。

③ 取締予定空域の飛行について、関係者と安全かつ効率的な運航のための調整ができること。

- ④ 無線航空局（HF）を使用して、当該飛行機に対して常時通信設定が可能なこと。
- ⑤ 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

2 乗組員は、1 サイクル終了後、以下の情報を取りまとめ、漁業監督官に報告すること。

なお、(1)から(4)の報告にあたっては、漁業監督官が指示する電子媒体に保存可能であること。

- (1) 視認漁船データ
- (2) 飛行航跡図
- (3) 飛行報告書
- (4) 写真画像データ
- (5) フィルム又は編集 VTR（必要に応じ）

### 3 情報の消去

(1) 受注者は、賃貸借期間終了後及び障害発生時に、機器の引取後速やかに機器内のデータ消去を行うこと。また、データ消去後にデータ消去の実施者以外の者によるデータ消去の確認を行うこと。

- ① 消去は、政府機関統一基準適用個別マニュアル群の「府省庁支給以外の情報システムによる情報処理の手順書PC編策定手引書」別表1に記載されているいずれかのデータ上書き方式で行うこと。

なお、対象となる機器について、個人情報又は機密性3情報が含まれる場合は、米国国家安全保障局（NSA）方式又は米国国防省（DoD5220.22-M）方式で消去すること。

- ② ハードディスクが正常に動作しない等、データ消去ソフトウェアの利用が困難な場合は、事前に担当部署に連絡の上、データ消去装置の利用、磁気的な破壊又は物理的な破壊などの方法を用いて、全ての情報の復元が不可能な状態となる段階まで行い、その実施記録として、撮影したハードディスクの写真等を提出すること。

(2) データ消去済みの機器については、データ消去作業完了後、受注者の責任において以下の項目を網羅した一覧表を作成し、「データ消去証明書」と併せて作業終了後、5日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に担当

部署に提出すること。

- ① コンピュータ名及びシリアル番号（内蔵されているハードディスク固有のシリアル番号）
  - ② データ消去処理方法、作業日時、作業実施者、データ消去確認者
- (3) 「データ消去証明書」を提出した後は消去責任を負うとともに、引き渡し後に情報が漏えいした場合には担当部署に報告を行い、その損害について賠償すること。
- (4) データ消去の未実施又は未完了により情報が漏えいした場合には担当部署に報告を行い、直接又は間接的に被る損害の全てについて責任を負い、賠償を行うこと。データ消去作業を行った際に発見された PC の部品故障及び破壊したハードディスクの交換費用等については受注者が最終的に負担すること。
- (5) 機器のデータ消去が全て終了し、「データ消去証明書」を提出した後に「賃貸借物品受領書」を担当部署へ提出すること。

#### 4 乗組員のサービスに関する注意事項

- (1) 乗組員は、漁業監督官の指示に従い、漁業取締飛行業務の遂行に協力すること。
- (2) 乗組員は、航空機の安全運航はもとより、漁業取締飛行業務の能率的な運航に心掛けること。
- (3) 乗組員は、外国漁船や国内漁船の発見・確認の際は、漁業監督官の指示に従い、取締用特殊機器を円滑に操作し、データを収録すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止の観点から、搭乗前の体温測定等により健康確認を実施し、乗組員の体調及び乗組員の同居家族の体調等についても聴き取りを実施すること。
- (5) 乗組員本人やその同居家族に発熱などの症状、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触、過去 14 日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察が必要とされる国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合には、当該乗組員の搭乗を見合わせ、遅滞なく本部及び所管の支部等に連絡すること。

#### 5 守秘義務に関する注意事項

乗組員および従業員は、当該取締業務で知り得た情報等について、他に漏らしてはならない。



## 6 情報セキュリティ

- (1) 受注者は、別に貸与する「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則の通知について」（平成15年6月26日訓令11号（平成18年4月28日付け訓令23号により全面改正、平成19年8月31日付け訓令第25号により一部改正））に基づき業務を実施しなければならない。
- (2) 使用したデータ及びその結果は厳重に保管しなければならない。また、監督職員が提出を求めた場合は、受注者はこれに応じなければならない。

## 7 瑕疵担保責任

- (1) 受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が農林水産省の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に農林水産省の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても農林水産省の承認を受けること。
- (2) 前項の瑕疵担保期間経過後であっても、成果物等の瑕疵が受注事業者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本調達について検収を行った日を起算日として2年間はその責任を負うものとする。
- (3) 農林水産省は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

## 8 打合せ等

業務を適正に、かつ、円滑に実施するために本業務受注者は漁業監督官及び水産庁漁業取締本部取締第1班担当者（以下「担当者」という。）と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の協議を行うものとし、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

## 9 定めなき事項

この仕様書に定めのない事項又は、この業務の施行に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて、担当者と速やかに協議しなければならない。

## 航空機取締行動指示書

〇〇会社飛行運航部 〇〇 殿

水産庁漁業取締本部員（漁業取締課長）

〔水産庁漁業取締本部支部長〕

〔内閣府沖縄総合事務局林務水産課長〕

請負契約書第3条に基づき、下記のとおり指示するので、業務終了後は速やかに実施状況を報告願いたい。

## 記

| 次 数      | 第 次                       | 使用機種            |     |
|----------|---------------------------|-----------------|-----|
| 担当本部支部等名 | 本部・札幌・仙台・新潟・神戸・境港・福岡・沖縄   |                 |     |
| 行 動 海 域  | 北海道・三陸・北陸・山陰・九州・沖縄・その他（ ） |                 |     |
| 取 締 目 的  |                           |                 |     |
| 飛 行 航 程  |                           |                 |     |
| ① 月 日（ ） | _____                     | 空港離陸予定時間： _____ | 時 分 |
|          |                           | _____           | 時 分 |
| ② 月 日（ ） | _____                     | 空港離陸予定時間： _____ | 時 分 |
|          |                           | _____           | 時 分 |
| ③ 月 日（ ） | _____                     | 空港離陸予定時間： _____ | 時 分 |
|          |                           | _____           | 時 分 |
| ④ 月 日（ ） | _____                     | 空港離陸予定時間： _____ | 時 分 |
|          |                           | _____           | 時 分 |
| ⑤ 月 日（ ） | _____                     | 空港離陸予定時間： _____ | 時 分 |
|          |                           | _____           | 時 分 |
| 総飛行時間    | _____ 時間 _____ 分（予定）      |                 |     |
| 飛行コース    | 別添のとおり                    |                 |     |
| 備 考      |                           |                 |     |

# 航空機取締実施報告書

水産庁漁業取締本部員（漁業取締課長） 殿

水産庁漁業取締本部支部長 殿

内閣府沖縄総合事務局林務水産課長 殿

〇〇会社飛行運航部

令和 年 月 日付けで指示のありましたこのことについて、下記のとおり飛行実績を報告します。

### 記

| 次 数              | 第 次                       | 使用機種            |            |
|------------------|---------------------------|-----------------|------------|
| 担当本部支部等名         | 本部・札幌・仙台・新潟・神戸・境港・福岡・沖縄   |                 |            |
| 行 動 海 域          | 北海道・三陸・北陸・山陰・九州・沖縄・その他（ ） |                 |            |
| 搭 乗 員 名          | 漁業監督官                     |                 |            |
|                  | 機 長                       |                 |            |
|                  | 副 操 縦 士                   |                 |            |
|                  | 整 備 士                     |                 |            |
|                  | 撮 影 士                     |                 |            |
| 飛 行 航 程          |                           |                 |            |
| ① 月 日 ( )        | _____                     | 空港離陸： _____ 時 分 |            |
|                  | _____                     | 空港着陸： _____ 時 分 | _____ 時間 分 |
| ② 月 日 ( )        | _____                     | 空港離陸： _____ 時 分 |            |
|                  | _____                     | 空港着陸： _____ 時 分 | _____ 時間 分 |
| ③ 月 日 ( )        | _____                     | 空港離陸： _____ 時 分 |            |
|                  | _____                     | 空港着陸： _____ 時 分 | _____ 時間 分 |
| ④ 月 日 ( )        | _____                     | 空港離陸： _____ 時 分 |            |
|                  | _____                     | 空港着陸： _____ 時 分 | _____ 時間 分 |
| ⑤ 月 日 ( )        | _____                     | 空港離陸： _____ 時 分 |            |
|                  | _____                     | 空港着陸： _____ 時 分 | _____ 時間 分 |
| 総飛行時間            | _____ 時間 _____ 分          |                 |            |
| 請負契約書第8条に基づく移送時間 |                           |                 |            |
|                  | _____ 空港から                | _____ 空港まで      | _____ 時間 分 |
| 備 考              |                           |                 |            |



令和3年度  
漁業取締飛行業務仕様書 ②  
(タービン双発機)

水 産 庁

# 第一章 総 則

- 1 取締航空機（時間契約型）（以下「本機」という。）は水産庁長官を使用者とし、漁業監督官が搭乗して漁業取締（漁業に関する指導、取締及び情報収集）に従事することを目的とする。
- 2 本機は、航空法その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。
- 3 第二章「取締航空機」1に定める飛行区域において、漁業取締業務を行うため、漁業監督官の指示に従い本機を運航しなければならない。  
ただし、関係法令に定める機長の権限に及ぶものではない。
- 4 本機の乗組員の服務については、第三章「乗組員の資格及び服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本機は、漁業監督官の業務遂行のため、適当な装備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本機の乗組員は、航空法及びその他関係法令に規定する資格を有する職員とする。
- 7 本機には、次の装備を備えなければならない。
  - (1) 機体表示  
機体両面に「水産庁」の文字及び昭和15年12月5日付け農林省告示第612号で定める旗章の制式図（別添参照）を顕示すること。なお、表示サイズについては、機体の構造も考慮した上で船上から明瞭に確認できるものとする。
  - (2) 諸装備  
本機は、法律で定められた装備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本機には、航空機登録証明書、耐空証明書、航空日誌、その他航空法等で定める航空の安全のために必要な書類を備え付け、関係者の求めに応じ、提示しなければならない。
- 9 本業務についての業務報告書を、1箇月毎に作成し、書面にて速やかに水産庁へ提出しなければならない。

## 第二章 取締航空機

本機については、第一章総則の定めによるほか、下記によるものとする。

### 1 飛行区域

我が国の排他的経済水域（北海道周辺海域、三陸沖合海域、日本海海域、小笠原周辺海域、九州周辺海域及び沖縄周辺海域）、日韓漁業協定・日中漁業協定等に基づく暫定措置水域等及び公海。

### 2 飛行予定期間

自 令和3年4月 1日  
至 令和4年3月31日

### 3 飛行業務

#### (1) 飛行計画

漁業取締飛行業務は、原則として1サイクルを約4時間飛行×概ね4日間とし、年間予定飛行時間500時間程度とする。

飛行計画は、四半期毎に水産庁が提示する漁業取締飛行計画書によるものとする。なお、取締業務上の都合により同計画を変更する場合がある。

#### (2) 空域調整

飛行計画を円滑に遂行するために、軍事演習区域等における取締飛行について関係機関と事前調整を行うこと。なお、事前調整をするにあたって水産庁が同行を求めることがある。

#### (3) 飛行指示

漁業取締飛行の実施については、（別紙様式1）により1サイクル毎の飛行指示書を、水産庁からメール等により送付する。

#### (4) 連絡手段

取締航空機から漁業取締船、漁業取締課、漁業取締本部支部及び沖縄総合事務局へ常時連絡が取れるよう連絡手段を確保すること。

#### (5) 飛行実績報告

漁業取締飛行の1サイクル終了後すみやかに、（別紙様式2）の航空機取締実施報告書を、メール等により水産庁あて提出すること。

#### 4 使用機種

使用機種については、次の性能を有するタービン双発機2機とする。

なお、当該機が機体整備等で使用できない場合は、同様の性能を満たす代替機を用意すること。

- (1) 飛行航続距離：750マイル以上。
- (2) 飛行時間：連続6時間以上。
- (3) 最大巡航速度：190ノット以上。
- (4) 最小定常飛行速度(フラップ上げ時の失速速度)：110ノット以下。
- (5) 船舶を識別するための安全な低空飛行が可能であること。
- (6) 最大5名の搭乗が可能であること。

#### 5 機器等の装備

使用機種には、次の機器を備え付けておかなければならない。なお、当該機器等については法定点検等法律に基づいた維持・管理を行うこと。

- (1) 自動方向探知器(ADF)又はVOR受信装置及び機上DME装置
- (2) 気象・陸海域探査レーダー及びHF無線機
- (3) 航空無線機(VHF)
- (4) 人工衛星位置測定装置(GPS)
- (5) 救命胴衣、簡易トイレ
- (6) 衛星携帯電話
- (7) その他機体固有の装備機器

#### 6 取締用特殊機器の搭載

漁船情報の収集及び漁業取締船との通信確保のため、次の取締用特殊機器を搭載していなければならない。

なお、搭載機器は、常に正常な性能を維持すること。

- (1) 漁船視認情報記録装置
  - ① 農林漁区、排他的経済水域境界線、日韓漁業協定水域及び暫定水域、日中漁業協定水域及び暫定措置水域等の各種規制ラインの表示機能
  - ② 三重県・愛知県沖合海域における操業規制ラインの表示機能
  - ③ 航跡の表示及び記録機能
  - ④ 漁船の視認時間・位置・国籍・漁業種類・隻数等の表示及び記録機能
- (2) カメラ撮影装置

漁業取締において、漁船の動向記録に必要な性能(35ミリ相当一眼レフ以上)を有するデジタルStillカメラ及び300mm以上の望遠レンズを有している



こと。

(3) ビデオカメラ録画装置

漁業取締において、漁船の動向記録に必要な性能（30倍以上の光学ズーム機能）を有するデジタルビデオカメラを有していること。

(4) 双眼鏡

漁船の視認、船名確認等のため、広範囲を確認できる広角かつ軽量な手振れ防止機能を備えた双眼鏡を有していること。

(5) 無線設備

航空機と漁業取締船との間の無線連絡を可能とするため、水産庁が貸与する無線設備が運用可能なアンテナ、電源等の設備を有すること。

(6) 自動船舶識別装置（AIS）の設備

水産庁が貸与する AIS を設備するとともに、AIS 情報をパソコン画面に表示する設備を有すること。

### 第三章 乗組員の資格及びサービスに関する注意事項

#### 1 乗組員の資格・専任者の登録・特殊技能の保有

本業務は、漁船の識別、操業状況の把握及び特殊運航技能（急降下・急旋回等の中での業務遂行）が要求されることから、次の条件を満たす者を専任すること。

##### (1) 専任操縦士の資格及び登録

- ① 事業用操縦士の資格及び航空法第34条に基づく計器飛行証明を保有していること。
- ② 漁船の船名、漁船登録番号等の確実な識別のための安全な低速・低空飛行技術を習得していること。
- ③ 飛行時間2,000時間以上の経験を有していること。
- ④ 契約前の前年において飛行実績を100時間以上有していること。
- ⑤ 最近3箇年以内において、無事故かつ航空関連法令に違反していないこと。
- ⑥ 漁船の識別・操業状況の把握ができる者であること。
- ⑦ 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

##### (2) 専任副操縦士の資格及び登録

上記(1)に準ずる。

##### (3) 専任整備士の資格及び登録

- ① 当該航空機に係る航空法上の整備士資格を有していること。
- ② 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

##### (4) 専任撮影士の登録

- ① 航空機による洋上における写真撮影・ビデオ撮影の経験を有し、関係機器の操作に精通していること。
- ② 漁船の識別・操業状況の把握ができる者であること。
- ③ 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

##### (5) 専任運航管理者の登録

- ① 航空法第78条に係る運航管理者技能検定合格証明書を保有していること。
- ② 航空無線通信士以上の無線従事者免許証を保有していること。
- ③ 取締予定空域の飛行について、関係者と安全かつ効率的な運航のための調整ができること。
- ④ 無線航空局（HF）を使用して、当該飛行機に対して常時通信設定が可能なこと。
- ⑤ 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

2 乗組員は、1 サイクル終了後、以下の情報を取りまとめ、漁業監督官に報告すること。

なお、(1)から(4)の報告にあたっては、漁業監督官が指示する電子媒体に保存可能であること。

- (1) 視認漁船データ
- (2) 飛行航跡図
- (3) 飛行報告書
- (4) 写真画像データ
- (5) フィルム又は編集 VTR (必要に応じ)

### 3 情報の消去

(1) 受注者は、賃貸借期間終了後及び障害発生時に、機器の引取後速やかに機器内のデータ消去を行うこと。また、データ消去後にデータ消去の実施者以外の者によるデータ消去の確認を行うこと。

① 消去は、政府機関統一基準適用個別マニュアル群の「府省庁支給以外の情報システムによる情報処理の手順書 P C 編策定手引書」別表 1 に記載されているいずれかのデータ上書き方式で行うこと。

なお、対象となる機器について、個人情報又は機密性 3 情報が含まれる場合は、米国国家安全保障局 (NSA) 方式又は米国国防省 (DoD5220. 22-M) 方式で消去すること。

② ハードディスクが正常に動作しない等、データ消去ソフトウェアの利用が困難な場合は、事前に担当部署に連絡の上、データ消去装置の利用、磁気的な破壊又は物理的な破壊などの方法を用いて、全ての情報の復元が不可能な状態となる段階まで行い、その実施記録として、撮影したハードディスクの写真等を提出すること。

(2) データ消去済みの機器については、データ消去作業完了後、受注者の責任において以下の項目を網羅した一覧表を作成し、「データ消去証明書」と併せて作業終了後、5 日以内 (行政機関の休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。)) を除く。) に担当部署に提出すること。

① コンピュータ名及びシリアル番号 (内蔵されているハードディスク固有のシリアル番号)

② データ消去処理方法、作業日時、作業実施者、データ消去確認者

(3) 「データ消去証明書」を提出した後は消去責任を負うとともに、引き渡し後に情報が漏えいした場合には担当部署に報告を行い、その損害について賠償す

ること。

- (4) データ消去の未実施又は未完了により情報が漏えいした場合には担当部署に報告を行い、直接又は間接的に被る損害の全てについて責任を負い、賠償を行うこと。データ消去作業を行った際に発見された PC の部品故障及び破壊したハードディスクの交換費用等については受注者が最終的に負担すること。
- (5) 機器のデータ消去が全て終了し、「データ消去証明書」を提出した後に「賃貸借物品受領書」を担当部署へ提出すること。

#### 4 乗組員のサービスに関する注意事項

- (1) 乗組員は、漁業監督官の指示に従い、漁業取締飛行業務の遂行に協力すること。
- (2) 乗組員は、航空機の安全運航はもとより、漁業取締飛行業務の能率的な運航に心掛けること。
- (3) 乗組員は、外国漁船や国内漁船の発見・確認の際は、漁業監督官の指示に従い、取締用特殊機器を円滑に操作し、データを収録すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止の観点から、搭乗前の体温測定等により健康確認を実施し、乗組員の体調及び乗組員の同居家族の体調等についても聴き取りを実施すること。
- (5) 乗組員本人やその同居家族に発熱などの症状、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触、過去 14 日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察が必要とされる国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合には、当該乗組員の搭乗を見合わせ、遅滞なく本部及び所管の支部等に連絡すること。

#### 5 守秘義務に関する注意事項

乗組員および従業員は、当該取締業務で知り得た情報等について、他に漏らしてはならない。

#### 6 情報セキュリティ

- (1) 受注者は、別に貸与する「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則の通知について」（平成 15 年 6 月 26 日訓令 11 号（平成 18 年 4 月 28 日付け訓令 23 号により全面改正、平成 19 年 8 月 31 日付け訓令第 25 号により一部改正））に基づき業務を実施しなければならない。
- (2) 使用したデータ及びその結果は厳重に保管しなければならない。また、監督職員が提出を求めた場合は、受注者はこれに応じなければならない。

## 7 瑕疵担保責任

- (1) 受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が農林水産省の指示によって生じた場合を除き(ただし、受注者がその指示が不適當であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。)、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に農林水産省の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても農林水産省の承認を受けること。
- (2) 前項の瑕疵担保期間経過後であっても、成果物等の瑕疵が受注事業者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本調達について検収を行った日を起算日として2年間はその責任を負うものとする。
- (3) 農林水産省は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

## 8 打合せ等

業務を適正に、かつ、円滑に実施するために本業務受注者は漁業監督官及び水産庁漁業取締本部取締第1班担当者(以下「担当者」という。)と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の協議を行うものとし、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

## 9 定めなき事項

この仕様書に定めのない事項又は、この業務の施行に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて、担当者と速やかに協議しなければならない。

# 航空機取締行動指示書

〇〇会社飛行運航部 〇〇 殿

水産庁漁業取締本部員 (漁業取締課長)

水産庁漁業取締本部支部長  
内閣府沖縄総合事務局林務水産課長

請負契約書第3条に基づき、下記のとおり指示するので、業務終了後は速やかに実施状況を報告願いたい。

## 記

| 次 数       | 第 次  | 使用機種 |  |
|-----------|--|------|--|
| 担当本部支部等名  | 本部・札幌・仙台・新潟・神戸・境港・福岡・沖縄  |      |  |
| 行 動 海 域   | 北海道・三陸・北陸・山陰・九州・沖縄・その他 ( )   |      |  |
| 取 締 目 的   |  |      |  |
| 飛 行 航 程   |  |      |  |
| ① 月 日 ( ) | _____ 空港離陸予定時間 : _____ 時 _____ 分<br>_____ 空港着陸予定時間 : _____ 時 _____ 分 |      |  |
| ② 月 日 ( ) | _____ 空港離陸予定時間 : _____ 時 _____ 分<br>_____ 空港着陸予定時間 : _____ 時 _____ 分 |      |  |
| ③ 月 日 ( ) | _____ 空港離陸予定時間 : _____ 時 _____ 分<br>_____ 空港着陸予定時間 : _____ 時 _____ 分 |      |  |
| ④ 月 日 ( ) | _____ 空港離陸予定時間 : _____ 時 _____ 分<br>_____ 空港着陸予定時間 : _____ 時 _____ 分 |      |  |
| ⑤ 月 日 ( ) | _____ 空港離陸予定時間 : _____ 時 _____ 分<br>_____ 空港着陸予定時間 : _____ 時 _____ 分 |      |  |
| 総飛行時間     | _____ 時間 _____ 分 (予定)  |      |  |
| 飛行コース     | 別添のとおり   |      |  |
| 備 考       |  |      |  |

# 航空機取締実施報告書

水産庁漁業取締本部員（漁業取締課長） 殿

水産庁漁業取締本部支部長 殿

内閣府沖縄総合事務局林務水産課長 殿

〇〇会社飛行運航部

令和 年 月 日付けで指示のありましたこのことについて、下記のとおり飛行実績を報告します。

## 記

| 次 数              | 第 次                       | 使用機種                   |                  |
|------------------|---------------------------|------------------------|------------------|
| 担当本部支部等名         | 本部・札幌・仙台・新潟・神戸・境港・福岡・沖縄   |                        |                  |
| 行 動 海 域          | 北海道・三陸・北陸・山陰・九州・沖縄・その他（ ） |                        |                  |
| 搭 乗 員 名          | 漁業監督官                     |                        |                  |
|                  | 機 長                       |                        |                  |
|                  | 副 操 縦 士                   |                        |                  |
|                  | 整 備 士                     |                        |                  |
|                  | 撮 影 士                     |                        |                  |
| 飛 行 航 程          |                           |                        |                  |
| ① 月 日 ( )        | _____ 空港離陸 : _____ 時 分    | _____ 空港着陸 : _____ 時 分 | _____ 時間 _____ 分 |
| ② 月 日 ( )        | _____ 空港離陸 : _____ 時 分    | _____ 空港着陸 : _____ 時 分 | _____ 時間 _____ 分 |
| ③ 月 日 ( )        | _____ 空港離陸 : _____ 時 分    | _____ 空港着陸 : _____ 時 分 | _____ 時間 _____ 分 |
| ④ 月 日 ( )        | _____ 空港離陸 : _____ 時 分    | _____ 空港着陸 : _____ 時 分 | _____ 時間 _____ 分 |
| ⑤ 月 日 ( )        | _____ 空港離陸 : _____ 時 分    | _____ 空港着陸 : _____ 時 分 | _____ 時間 _____ 分 |
| 総飛行時間            | _____ 時間 _____ 分          |                        |                  |
| 請負契約書第8条に基づく移送時間 |                           |                        |                  |
|                  | _____ 空港から _____ 空港まで     | _____ 時間 _____ 分       |                  |
| 備 考              |                           |                        |                  |

令和3年度  
漁業取締飛行業務仕様書 ③  
(単発機)

水 産 庁



- 1 取締航空機（時間契約型）（以下「本機」という。）は水産庁長官を使用者とし、漁業監督官が搭乗して漁業取締（漁業に関する指導、取締及び情報収集）に従事することを目的とする。
- 2 本機は、航空法その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。
- 3 第二章「取締航空機」1に定める飛行区域において、漁業取締業務を行うため、漁業監督官の指示に従い本機を運航しなければならない。  
ただし、関係法令に定める機長の権限に及ぶものではない。
- 4 本機の乗組員の服務については、第三章「乗組員の資格及び服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本機は、漁業監督官の業務遂行のため、適当な装備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本機の乗組員は、航空法及びその他関係法令に規定する資格を有する職員とする。
- 7 本機には、次の装備を備えなければならない。
  - (1) 機体表示  
機体両面に「水産庁」の文字及び昭和15年12月5日付け農林省告示第612号で定める旗章の制式図（別添参照）を顕示すること。なお、表示サイズについては、機体の構造も考慮した上で船上から明瞭に確認できるものとする。
  - (2) 諸装備  
本機は、法律で定められた装備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本機には、航空機登録証明書、耐空証明書、航空日誌、その他航空法等で定める航空の安全のために必要な書類を備え付け、関係者の求めに応じ、提示しなければならない。
- 9 本業務についての業務報告書を、1箇月毎に作成し、書面にて速やかに水産庁へ提出しなければならない。

## 第二章 取締航空機

本機については、第一章総則の定めによるほか、下記によるものとする。

### 1 飛行区域

日本沿岸海域及び瀬戸内海海域

### 2 飛行予定期間

自 令和3年4月 1日  
至 令和4年3月31日

### 3 飛行業務

#### (1) 飛行計画

漁業取締飛行業務は、原則として1サイクルを約4時間飛行×概ね4日間とし、年間予定飛行時間は80時間程度とする。

なお、四半期毎に水産庁が提示する漁業取締飛行計画書によるものとする。  
なお、取締業務上の都合により同計画を変更する場合がある。

#### (2) 空域調整

飛行計画を円滑に遂行するために、軍事演習区域等における取締飛行について関係機関と事前調整を行うこと。なお、事前調整をするにあたって水産庁が同行を求めることがある。

#### (3) 飛行指示

漁業取締飛行の実施については、(別紙様式1)により1サイクル毎の飛行指示書を、メール等により送付する。

#### (4) 連絡手段

取締航空機から漁業取締船、漁業取締課、漁業取締本部支部及び沖縄総合事務局へ常時連絡が取れるよう連絡手段を確保すること。

#### (5) 飛行実績報告

漁業取締飛行の1サイクル終了後すみやかに、(別紙様式2)の航空機取締実施報告書を、メール等により水産庁あて提出すること。

#### 4 使用機種

使用機種については、次の性能を有する単発機とする。

なお、当該機が機体整備等で使用できない場合は、同様の性能を満たす代替機を用意すること。

- (1) 飛行航続距離：500マイル以上。
- (2) 飛行時間：連続5時間以上。
- (3) 最大巡航速度：120ノット以上。
- (4) 最小定常飛行速度(フラップ上げ時の失速速度)は、65ノット以下。
- (5) 船舶を識別するための安全な低空飛行が可能であること。
- (6) 最大5名の搭乗が可能であること。

#### 5 機器等の装備

使用機種には次の機器を備え付けておかなければならない。なお、当該機器等については法定点検等法律に基づいた維持・管理を行うこと。

- (1) 自動方向探知器(ADF)又はVOR受信装置及び機上DME装置
- (2) 航空無線機(VHF)
- (3) 人工衛星位置測定装置(GPS)
- (4) 救命胴衣
- (5) 衛星携帯電話
- (6) その他機体固有の装備機器

#### 6 取締用特殊機器の搭載

漁船情報の収集及び漁業取締船との通信確保のため、次の取締用特殊機器を搭載していなければならない。

なお、搭載機器は、常に正常な性能を維持すること。

##### (1) 漁船視認情報記録装置

水産庁が貸与する下記①～③の機能を有した漁船視認情報記録装置を設備すること。

- ① 瀬戸内海海域、高知県沖合海域、三重県・愛知県沖合海域及び九州海域における操業規制ラインの表示機能
- ② 航跡の表示及び記録機能
- ③ 漁船の視認時間・位置・漁業種類・隻数等の表示及び記録機能

##### (2) カメラ撮影装置

漁業取締において、漁船の動向記録に必要な性能(35ミリ相当一眼レフ以

上) を有するデジタル Still カメラ及び 300mm 以上の望遠レンズを有していること。

(3) ビデオカメラ録画装置

漁業取締において、漁船の動向記録に必要な性能（30 倍以上の光学ズーム機能）を有するデジタルビデオカメラを有していること。

(4) 双眼鏡

漁船の視認、船名確認等のため、広範囲を確認できる広角かつ軽量な手振れ防止機能を備えた双眼鏡を有していること。

(5) 無線設備

航空機と漁業取締船との間の無線連絡を可能とするため、水産庁が貸与する無線設備が運用可能なアンテナ、電源等の設備を有すること。

### 第三章 乗組員の資格及びサービスに関する注意事項

#### 1 乗組員の資格・専任者の登録・特殊技能の保有

本業務は、漁船の識別、操業状況の把握及び特殊運航技能（急降下・急旋回等の中での業務遂行）が要求されることから、次の条件を満たす者を専任すること。

##### (1) 専任操縦士の資格及び登録

- ① 事業用操縦士の資格及び航空法第34条に基づく計器飛行証明を保有していること。
- ② 漁船の船名、漁船登録番号等の確実な識別のための安全な低速・低空飛行技術を習得していること。
- ③ 飛行時間1,000時間以上の経験を有していること。
- ④ 契約前の前年において飛行実績を100時間以上有していること。
- ⑤ 最近3箇年以内において、無事故かつ航空関連法令に違反していないこと。
- ⑥ 漁船の識別・操業状況の把握ができる者であること。
- ⑦ 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

##### (2) 専任整備士の資格及び登録

- ① 当該航空機に係る航空法上の整備士資格を有していること。
- ② 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

##### (3) 専任撮影士の登録

- ① 航空機による洋上における写真撮影・ビデオ撮影の経験を有し、関係機器の操作に精通していること。
- ② 漁船の識別・操業状況の把握ができる者であること。
- ③ 本業務を実施するにあたり、必要となる者（人数）を登録すること。

#### 2 乗組員は、1サイクル終了後、以下の情報を取りまとめ、漁業監督官に報告すること。

なお、(1)から(4)の報告にあたっては、漁業監督官が指示する電子媒体に保存可能であること。

- (1) 視認漁船データ
- (2) 飛行航跡図
- (3) 飛行報告書
- (4) 写真画像データ
- (5) フィルム又は編集VTR（必要に応じ）

### 3 情報の消去

(1) 受注者は、賃貸借期間終了後及び障害発生時に、機器の引取後速やかに機器内のデータ消去を行うこと。また、データ消去後にデータ消去の実施者以外の者によるデータ消去の確認を行うこと。

① 消去は、政府機関統一基準適用個別マニュアル群の「府省庁支給以外の情報システムによる情報処理の手順書PC編策定手引書」別表1に記載されているいずれかのデータ上書き方式で行うこと。

なお、対象となる機器について、個人情報又は機密性3情報が含まれる場合は、米国国家安全保障局（NSA）方式又は米国国防省（DoD5220.22-M）方式で消去すること。

② ハードディスクが正常に動作しない等、データ消去ソフトウェアの利用が困難な場合は、事前に担当部署に連絡の上、データ消去装置の利用、磁気的な破壊又は物理的な破壊などの方法を用いて、全ての情報の復元が不可能な状態となる段階まで行い、その実施記録として、撮影したハードディスクの写真等を提出すること。

(2) データ消去済みの機器については、データ消去作業完了後、受注者の責任において以下の項目を網羅した一覧表を作成し、「データ消去証明書」と併せて作業終了後、5日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）を除く。）に担当部署に提出すること。

① コンピュータ名及びシリアル番号（内蔵されているハードディスク固有のシリアル番号）

② データ消去処理方法、作業日時、作業実施者、データ消去確認者

(3) 「データ消去証明書」を提出した後は消去責任を負うとともに、引き渡し後に情報が漏えいした場合には担当部署に報告を行い、その損害について賠償すること。

(4) データ消去の未実施又は未完了により情報が漏えいした場合には担当部署に報告を行い、直接又は間接的に被る損害の全てについて責任を負い、賠償を行うこと。データ消去作業を行った際に発見されたPCの部品故障及び破壊したハードディスクの交換費用等については受注者が最終的に負担すること。

(5) 機器のデータ消去が全て終了し、「データ消去証明書」を提出した後に「賃貸借物品受領書」を担当部署へ提出すること。

#### 4 乗組員の服務に関する注意事項

- (1) 乗組員は、漁業監督官の指示に従い、漁業取締飛行業務の遂行に協力すること。
- (2) 乗組員は、航空機の安全運航はもとより、漁業取締飛行業務の能率的な運航に心掛けること。
- (3) 乗組員は、外国漁船や国内漁船の発見・確認の際は、漁業監督官の指示に従い、取締用特殊機器を円滑に操作し、データを収録すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止の観点から、搭乗前の体温測定等により健康確認を実施し、乗組員の体調及び乗組員の同居家族の体調等についても聴き取りを実施すること。
- (5) 乗組員本人やその同居家族に発熱などの症状、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触、過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察が必要とされる国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合には、当該乗組員の搭乗を見合わせ、遅滞なく本部及び所管の支部等に連絡すること。

#### 5 守秘義務に関する注意事項

乗組員および従業員は、当該取締業務で知り得た情報等について、他に漏らしてはならない。

#### 6 情報セキュリティ

- (1) 受注者は、別に貸与する「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則の通知について」（平成15年6月26日訓令11号（平成18年4月28日付け訓令23号により全面改正、平成19年8月31日付け訓令第25号により一部改正））に基づき業務を実施しなければならない。
- (2) 使用したデータ及びその結果は厳重に保管しなければならない。また、監督職員が提出を求めた場合は、受注者はこれに応じなければならない。

#### 7 瑕疵担保責任

- (1) 受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が農林水産省の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担におい

て速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に農林水産省の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても農林水産省の承認を受けること。

(2) 前項の瑕疵担保期間経過後であっても、成果物等の瑕疵が受注事業者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本調達について検収を行った日を起算日として2年間はその責任を負うものとする。

(3) 農林水産省は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

## 8 打合せ等

業務を適正に、かつ、円滑に実施するために本業務受注者は漁業監督官及び水産庁漁業取締本部取締第1班担当者（以下「担当者」という。）と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の協議を行うものとし、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

## 9 定めなき事項

この仕様書に定めのない事項又は、この業務の施行に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて、担当者と速やかに協議しなければならない。



# 航空機取締行動指示書

〇〇会社飛行運航部 〇〇 殿

水産庁漁業取締本部員 (漁業取締課長)

水産庁漁業取締本部支部長  
内閣府沖縄総合事務局林務水産課長

請負契約書第3条に基づき、下記のとおり指示するので、業務終了後は速やかに実施状況を報告願いたい。

## 記

| 次 数       | 第 次  | 使用機種 |  |
|-----------|--|------|--|
| 担当本部支部等名  | 本部・札幌・仙台・新潟・神戸・境港・福岡・沖縄  |      |  |
| 行 動 海 域   | 北海道・三陸・北陸・山陰・九州・沖縄・その他 ( )   |      |  |
| 取 締 目 的   |  |      |  |
| 飛 行 航 程   |  |      |  |
| ① 月 日 ( ) | _____ 空港離陸予定時間 : _____ 時 _____ 分<br>_____ 空港着陸予定時間 : _____ 時 _____ 分 |      |  |
| ② 月 日 ( ) | _____ 空港離陸予定時間 : _____ 時 _____ 分<br>_____ 空港着陸予定時間 : _____ 時 _____ 分 |      |  |
| ③ 月 日 ( ) | _____ 空港離陸予定時間 : _____ 時 _____ 分<br>_____ 空港着陸予定時間 : _____ 時 _____ 分 |      |  |
| ④ 月 日 ( ) | _____ 空港離陸予定時間 : _____ 時 _____ 分<br>_____ 空港着陸予定時間 : _____ 時 _____ 分 |      |  |
| ⑤ 月 日 ( ) | _____ 空港離陸予定時間 : _____ 時 _____ 分<br>_____ 空港着陸予定時間 : _____ 時 _____ 分 |      |  |
| 総飛行時間     | _____ 時間 _____ 分 (予定)  |      |  |
| 飛行コース     | 別添のとおり   |      |  |
| 備 考       |  |      |  |

# 航空機取締実施報告書

水産庁漁業取締本部員（漁業取締課長） 殿

水産庁漁業取締本部支部長 殿

内閣府沖縄総合事務局林務水産課長 殿

〇〇会社飛行運航部

令和 年 月 日付けで指示のありましたこのことについて、下記のとおり飛行実績を報告します。

## 記

| 次 数              | 第 次                       | 使用機種                  |            |
|------------------|---------------------------|-----------------------|------------|
| 担当本部支部等名         | 本部・札幌・仙台・新潟・神戸・境港・福岡・沖縄   |                       |            |
| 行 動 海 域          | 北海道・三陸・北陸・山陰・九州・沖縄・その他（ ） |                       |            |
| 搭 乗 員 名          | 漁業監督官                     |                       |            |
|                  | 機 長                       |                       |            |
|                  | 副 操 縦 士                   |                       |            |
|                  | 整 備 士                     |                       |            |
|                  | 撮 影 士                     |                       |            |
| 飛 行 航 程          |                           |                       |            |
| ① 月 日 ( )        | _____                     | 空港離陸： _____ 時 分       | _____ 時間 分 |
|                  |                           | _____ 空港着陸： _____ 時 分 | _____ 時間 分 |
| ② 月 日 ( )        | _____                     | 空港離陸： _____ 時 分       | _____ 時間 分 |
|                  |                           | _____ 空港着陸： _____ 時 分 | _____ 時間 分 |
| ③ 月 日 ( )        | _____                     | 空港離陸： _____ 時 分       | _____ 時間 分 |
|                  |                           | _____ 空港着陸： _____ 時 分 | _____ 時間 分 |
| ④ 月 日 ( )        | _____                     | 空港離陸： _____ 時 分       | _____ 時間 分 |
|                  |                           | _____ 空港着陸： _____ 時 分 | _____ 時間 分 |
| ⑤ 月 日 ( )        | _____                     | 空港離陸： _____ 時 分       | _____ 時間 分 |
|                  |                           | _____ 空港着陸： _____ 時 分 | _____ 時間 分 |
| 総飛行時間            | _____ 時間 _____ 分          |                       |            |
| 請負契約書第8条に基づく移送時間 |                           |                       |            |
|                  | _____ 空港から                | _____ 空港まで            | _____ 時間 分 |
| 備 考              |                           |                       |            |